

県南広域振興局長告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成26年11月21日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1（1）路線名 前沢東山線
  - （2）供用開始の区間 奥州市前沢区古城字野中前148番2地先から白山字龍林21番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成26年11月21日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部
    - イ 期間 平成26年11月21日から同年12月22日まで
- 2（1）路線名 長坂東稲前沢線
  - （2）供用開始の区間 奥州市前沢区生母字荒谷55番1地先から33番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成26年11月24日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部
    - イ 期間 平成26年11月21日から同年12月22日まで